

令和3年 8月 2日

犬山市国民健康保険運営協議会  
会長 久世 高裕 様

犬山市長 山田 拓郎



犬山市国民健康保険税の税率の改定等について (諮問)

犬山市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき、下記の諮問事項について貴運営協議会の意見を求めます。

記

【諮問事項】

- 1 国民健康保険税率の改定について
- 2 賦課限度額の改定について
- 3 子どもの均等割負担の軽減について